

大阪狭山市介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表

大阪狭山市介護予防訪問介護相当サービス(A2) サービスコード表(令和6年4月～)

大阪狭山市介護予防訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者が、大阪狭山市民に対し介護予防訪問介護相当サービスを提供した際に使用します。

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	※イとロの合成単位数を比較して小さい単位数を使用すること。	1,176単位	1,176	1月につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	※イとロの合成単位数を比較して小さい単位数を使用すること。	2,349単位	2,349	1月につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	※イとロの合成単位数を比較して小さい単位数を使用すること。	3,727単位	3,727	1月につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合(生活援助と身体介護が複合されたサービス又は20分以上の身体介護を提供する場合にこのコードを使用。)		287単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合		220単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護(20分未満)が中心である場合		163単位	163	
A2	C211	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(コード1111, 1211, 1321を使用する場合に組み合わせる)	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき
A2	C212	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき
A2	C214	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき
A2	C216	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算21		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算22	ロ 1月当たりの回数を定める場合(コード2411, 2511, 2621, 1411を使用する場合に組み合わせる)	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2			
A2	C218	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2			
A2	C219	訪問型独自 高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2			
A2	6001	訪問型独自サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等に対するサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス 同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス 同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算				所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)		100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)		200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自 サービス 口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回程度
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の137/1000加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の55/1000加算		
A2	6278	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の63/1000加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス 特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の42/1000加算		
A2	6281	訪問型独自サービス ベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算		

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算並びに介護職員等ベースアップ等支援加算は、令和6年5月31日まで算定可能です。